

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の見直しについて

1 概要と経過

要支援認定者や基本チェックリストでの事業対象者に対する生活支援や介護予防サービスである。地域の実情に応じた取り組みができ、訪問型・通所型サービス等がある。多様なニーズに対応できるサービスを充実させることにより、高齢者の自立と社会参加を促し、給付費の効率化をはかることを目的としている。湖西市は、平成28年度より事業を開始している。

事業開始から8年目となるが、通所介護相当サービスの利用者が多く、事業費が増大している現状である。このような現状から今年度、厚労省より地域づくり加速化事業への参加の声掛けがあり、支援チーム（厚労省・県・有識者）と事業の見直しを行っている。

2 今年度の取り組みと課題

地域づくり加速化事業で各地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、通所介護相当サービスや通所型サービスCを行っている事業所の理学療法士を招き、ディスカッションやグループワークを行い、情報共有をした。

情報共有から以下のような課題が明らかとなった。

- 各サービスの状態像が示されてなく、利用の希望があれば誰でも利用できる状況になっている。
- 友達がいる・外出ができないなどの理由で専門職の支援が必要でない人が通所介護相当サービスを利用している。
- 自分のことは自分でできる人、独居や高齢者のみの世帯の人が通所介護相当サービスを使っている。
- 事業所数が少ない、実施回数が少ない等の理由で通所介護相当サービス以外の選択肢が少ない。
- ケアプランが最初から相当サービスの利用で立てられており、サービスC利用者が少ない。
- サービスC卒業後の流れがつくれていない。

3 今後の取り組みについて

現在、各サービスの対象者像の明確化を行っている。今後明確にした対象者像をもとに湖西市独自のチェックリストを作成し、サービス利用前に実施してもらおうといった対象者の状態に合わせてサービスを適切に利用できるような仕組みづくりを検討している。